

下蒲刈介護福祉センターに係る指定管理者の候補者の選定について

下蒲刈介護福祉センターの指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

1 施設の概要

- (1) 所在地 呉市下蒲刈町下島1713番地の1
- (2) 設置目的 市民の福祉を増進するための施設として設置する。

2 公募の概要

- (1) 公募期間 令和元年7月31日（水）から同年8月30日（金）まで
- (2) 応募者

団体名	団体所在地	代表者氏名
社会福祉法人呉市社会福祉協議会	呉市中央5丁目12番21号	中本 克州

3 審査の概要と結果

(1) 審査方法

応募者が1者であったため、下蒲刈介護福祉センター指定管理者選定委員会において、応募者から提出された書類をもとに、各委員が採点ではなく審査基準ごとにその適否を審査しました。

(2) 審査基準

審査基準	主な評価の視点	配点
① 事業計画書等の内容が、利用しようとする者の平等利用が図られるものであること。	・利用者の平等利用の確保	適・否 ※否は失格
② 事業計画書等の内容が、施設の適切な維持及び管理が図られるものであること。	・施設の設置目的との整合性 ・苦情への対応及び個人情報の取扱い	適・否 ※否は失格
③ 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。	・利用促進に係る具体的な取組 ・利用者数等の数値目標	適・否 ※否は失格
④ 事業計画書等の内容が、適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。	・指定管理料（提案額） ・管理経費の縮減に係る具体的な取組	適・否 ※否は失格
⑤ 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	・経営状況、管理体制 ・事故等の緊急事態への対応	適・否 ※否は失格

⑥ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準	・ 障害者雇用への配慮 ・ 類似施設の管理実績	適・否 ※否は失格
総 合 判 定		適・否 ※否は失格

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、社会福祉法人呉市社会福祉協議会を本施設の指定管理者の候補者に選定した。

応募者	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	【評価した点】 ・ 島しょ部で民間事業者が参入しにくい中、少ない人件費で運営していること。
総合判定	適	
【内訳】 審査基準①	適	
〃 ②	適	
〃 ③	適	
〃 ④	適	
〃 ⑤	適	
〃 ⑥	適	

4 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

5 委員会の議事概要

(1) 選定委員会の開催状況

- ア 開催日時 令和元年10月4日（金）
- イ 開催場所 呉市役所201会議室
- ウ 出席者 民間の学識経験者 5人，呉市職員 2人 計 7人

(2) 議事概要

- ア 主な意見等
 - ・ 職員配置計画の人数に対して、人件費が少ないのはなぜか。
 - ・ 社会福祉協議会以外の団体が指定管理を行うのは難しいのではないか。
- イ 委員会の結論

指定管理者の候補者の選定に関する事項等の評価の結果、社会福祉法人呉市社会福祉協議会は候補者として適当であると認められる。

【問い合わせ】 呉市福祉保健部介護保険課（電話 0823-25-3138）